

求職者支援訓練の実践コースのうちデジタル系の訓練について 中央協議会で示された割合と異なっている理由について

令和4年度の求職者支援訓練の対象者数は、令和2年度の実績に基づき、令和3年度から171人減の338人とされたところ。このうち、デジタル系を含む実践コースの対象者数は268人を予定している。

これは、実践コースの令和3年度の訓練認定実績335人の80%であり、令和4年度の計画では前年度の認定実績を下回る計画を策定することが必要となっている。

このため、実践コースに設定している各訓練分野に対象者数の基礎単位である15人を配分したうえで、「介護系」、「その他」については、前年度認定実績比61%、72%となる60人、148人の計画とし、「デジタル系」については、重点分野として前年度認定実績比300%となる45人の計画としている。

これにより、「デジタル系」が実践コース全体の訓練認定規模に占める割合は16.8%と、中央訓練協議会で示された目安の20%を下回っているが、デジタル系の計画数を更に上積みするには、他の訓練分野において計画数を減じる必要がある。これは、直近の地域ニーズである前年度認定実績との乖離を一層広げることであり、結果として求職者の訓練受講機会を減らすこととなるため難しい。

なお、島根県での令和3年度のデジタル系の訓練は、計画60人に対して1コース定員15人の認定実績であり、参入要件が緩和されたなかでも実施可能な民間教育機関に限られるなどによって低調であったが、県内におけるIT人材の育成のため、引き続き実施機関の開拓を進め、適切な訓練設定に努めてまいりたい。